

鎌倉市商工業元気アップ事業認定事業者アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鎌倉市商工業元気アップ事業費補助金交付要綱第4条第5項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し中小企業診断士その他商工業の活性化について専門知識を有する者をアドバイザーとして派遣し、必要な支援を行うことにより、認定事業者の経営の安定を図り、もって商工業の振興を図ることを目的とする。

(アドバイザーの定義)

第2条 この要綱において鎌倉市商工業元気アップ事業認定事業者アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）とは、中小企業診断士その他商工業の活性化について専門知識を有し、助言を行う者をいう。

2 アドバイザーは、次の2種類とする。

(1) スタートアップ支援アドバイザー

認定事業者が、認定を受けた年度中に着実に開業し、又は円滑に事業定着を図るため、必要な事務手続や仕入れ、資金調達等に関する支援を行う者

(2) フォローアップ支援アドバイザー

認定事業者に対し、開業後3年を経過した日の属する年度の翌年度において、経営内容に係るフォローアップ診断を行い、経費節減、収益向上等に関する支援を行う者

(アドバイザーの責務)

第3条 アドバイザーは、景気動向、市場環境、経営分析、販売戦略等経営に関する事項の全般について客観的な視点から調査し、鎌倉市と連携、協力の下、認定事業者に実効性のある助言を行うよう努めなければならない。

(派遣回数)

第4条 同一認定事業者へのアドバイザーの派遣回数は、市長が特に必要があると認める場合を除き、次の回数を限度とする。

(1) スタートアップ支援アドバイザー 4回

(2) フォローアップ支援アドバイザー 1回

(派遣費用)

第5条 アドバイザーの派遣に要する費用は、予算の範囲内において市が負担するものとし、1回の派遣につき次のとおりとする。

(1) スタートアップ支援アドバイザー 16,500円

(2) フォローアップ支援アドバイザー 25,000円

(アドバイザーの選定)

第6条 市長は、アドバイザーを派遣するに当たっては、公益財団法人神奈川産業振興センターへ照会し、認定事業者の事業内容に最も適すると認められる者を選定し行うものとする。

2 市長は、選定したアドバイザーに、鎌倉市商工業元気アップ事業認定事業者アドバイザー依頼書（第1号様式）により、依頼するものとする。

(報告)

第7条 アドバイザーは、派遣が終了したときは、鎌倉市商工業元気アップ事業認

定事業者アドバイザー報告書（第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第8条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他の事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。